

令和2年度 事業計画書

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかに回復している。昨年10月実施した消費税率の引き上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないとの観点から軽減税率制度など政府による各種の対応策を実施している。

今後、消費税率引き上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに台風等の被害からの復旧・復興の取り組みを更に加速し、併せて米中貿易摩擦、新型コロナウイルス蔓延など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。

令和2年年度の経済見通しは、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で内需を中心とした景気回復が見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

LPガス産業界においては、4年前から始まった電力、3年前の都市ガスの小売り全面自由化等によってエネルギー間競争が一層激化している。

当工業界は、容器等生産・出荷に当たり、原材料費及び人手不足等背景に物流費が高騰する中で製品への価格転嫁が困難であり収益の悪化が進んでいる。

当工業界は、このような厳しい経営環境にあっても、常に安全・安心を支える容器等の技術革新と品質の向上を図りながら、LPガス産業界と一丸となって国民生活でのエネルギーの安定供給という使命を全うして行かなければならない。

こうした中、昨年のLPガス用容器の生産実績は、対前年比15.1%増の184.3万本と好調に推移した。内訳として20kg容器の生産は対前年比16.8%増の67.5万本、主力の50kg以下容器については対前年比14.9%増の110.0万本となった。また、自動車用・その他の高圧ガス用容器を含めた全体の生産実績は、対前年比15.2%増の192.8万本と前年実績を上回った。

また、バルク貯槽の生産実績は、対前年比14.3%増の1万4千4百基と3年連続の増産となった。

当工業会の会員企業は、LPガスの強みを生かした需要拡大に資するためLPガス仕様のGHP、LPG車及びFRP容器など多様な製品需要に通じるよう技術開発に努め、LPガス産業界全体の発展に貢献するため、令和2年度においても、以下の事業に取り組んでいくこととする。

1. 溶接容器等の供給対策

- (1) LPガス用容器及びバルク貯槽の生産動向等の調査分析を行うとともに安定供給に努め、LPガス産業の発展と消費者のLPガス利用の促進に寄与する。
- (2) 関係団体との連携のもと、需要者のニーズに的確に対応した製品の供給に努め需要の拡大に努める。
- (3) 品質保証に関するルールの維持に努め、LPガス容器及びバルク貯槽等の需要家との信頼関係の増進と供給の円滑化に資する。
- (4) LPガス用容器及びバルク貯槽の人手不足等に対応した車上渡しを柱とする物流改善対策（昨年10月当工業会HP掲載）を進め、エネルギーの安定供給を図る。
- (5) 新たな外国人材受入れに向けて関係諸団体と連携し、引き続き関係官庁に分野追加（製缶板金業）の要請を行う。

2. 溶接容器等の技術向上対策

- (1) 関係諸団体と協力し、LPガス用容器及びバルク貯槽の品質向上、技術研究開発に努め、消費者のLPガス利用の安全確保に寄与する。
- (2) 溶接容器及びバルク貯槽に関する関係法令及び基準等の見直し、検討には積極的に参加し協力する。
- (3) ISO関連の国際会議、国内会議に参画し国際規格との整合性の確保に努める等により、溶接容器・バルク貯槽に係る技術の向上に寄与する。

3. 保安対策

- (1) 生産物賠償責任保険に加入し不測の事態に備えるとともに、消費者等の安全確保に万全を期す。
- (2) LPガス容器処理認定事業の普及と認定工場の拡大に努める等により適正な容器処理の普及に努める。

- (3) バルク貯槽の20年告示検査等に伴い廃棄バルクの大量発生が予想され、保安確保のためバルク貯槽処理認定事業の普及と認定工場の拡大に努める。
- (4) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に係る政府の施策に協力する。
LPガス用容器について、基本通達に基づき充填期限表示を和暦で行っていたが、当該通達の一部改正（2019年3月15日付け）に伴い保安確保の観点から昨年5月1日製造容器より当該表示を西暦年4桁へ変更する。
- (5) 高圧ガス保安協会の各種委員会、LPガス安全委員会、その他LPガス関連団体の委員会等に参画し、保安対策、事故防止等に関する諸施策に協力する。

4. その他の事業

- (1) 溶接容器、バルク貯槽の生産統計の作成、その他会員名簿の整備等を行い、業界運営及び関係方面における資料として活用する。
- (2) 関係官庁が主催する委員会、高圧ガス保安協会の評議員会等に参画し、諸施策に協力する。
- (3) 関係官庁、関係諸団体との連絡を密にし、情報交換を行い、業界相互の発展に努める。また、関連団体との再編・統合について検討する。
- (4) 高圧ガス容器に関連する法令、政府の諸施策、各種報告書等必要な資料を会員に配布するとともに、情報提供に努める。
- (5) 関係諸団体と連携し、関係官庁に所要の予算要求を行う。また、関係官庁の公募予算を精査し、その応募・活用を図る。